

## 登録対象者

- ① 在宅で生活する75歳以上の人
- ② 要介護認定3・4・5を受けている人
- ③ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
- ④ 療育手帳の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ⑥ 高齢者のみの世帯
- ⑦ その他難病患者など自力で避難が困難な人



個人情報提供  
同意あり



個人情報提供  
同意なし

### 登録いただいた情報を更新し、 平常時から地域の関係者に提供

#### 【情報提供先】

町会長、民生委員・児童委員  
地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会  
七尾警察署、七尾鹿島消防本部

#### 【提供情報】

登録者や家族の住所、連絡先、地図など

災害が発生または発生するお  
それがあり、要支援者の生命  
や身体に危険がある場合

国の災害対策基本法により、

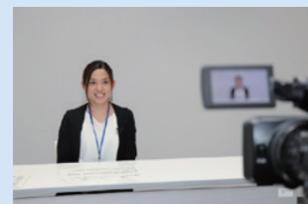
### 本人の同意なし

で地域関係者に情報提供

※緊急連絡先などの情報は  
ありません

名簿はいつでも登録できます。支援が必要になったとき  
や個人情報の提供に同意する人は、福祉課または地区の民  
生委員・児童委員にお問い合わせください。

注意：支援者自身の安全が前提となる  
ため、災害時の避難行動の支援  
が必ず行われることを約束する  
ものではありません。



ケーブルテレビななお ニ  
コニコちゃんねる「知っ  
こ情報」でも避難行動要支  
援者避難支援制度のお知ら  
せを放送しています。

問 福祉課 ☎53-3625

# 災害に備える



## 避難行動要支援者避難支援制度のお知らせ

市では、災害が発生したとき、自ら避難することが難しい人を支援するために、避難行動  
要支援者名簿を作成し、支援体制づくりに取り組んでいます。個人情報の提供に同意を得た  
上で、避難を支援する関係者に名簿を提供し、平常時の見守り活動や、災害時の迅速な避難  
誘導などに役立てています。

こんな不安がある人は、ぜひ個人情報の提供に同意をしてください。



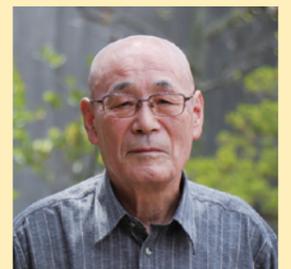
避難が困難なことを  
周りの人に知ってほしい。

避難情報に気付けない。

### 大切なことは地域での助け合い

能登半島地震が起きた当時、私が所属する袖ヶ江地区では、一人暮らし  
の高齢者など要支援者を把握する地図を独自で作っていました。そのおかげで、地図をもとに全員の無事を確認することができました。避難行動要  
支援者避難支援制度ができてからは、提供いただいた情報をもとに毎年更  
新しています。

災害時には、地域での助け合いが必要です。個人情報の提供に同意し  
ていただくことで各町の民生委員が、普段の見守り活動や災害時に役立  
てることができます。ぜひ個人情報の提供に同意をお願いします。



七尾市民生委員児童委員協議会  
会長 藏 定伸さん

# 「避難」とは「難」を「避」けることです。

安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。

避難先は、「指定緊急避難場所」となっている小中学校やコミュニティセンターではありません。安全な親戚・知人宅や地域の集会施設などに避難することも考えましょう。避難施設に多くの人が避難することが予想されるため、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、三密を回避する対応として有効な避難です。

## 普段からどう行動するか決めておきましょう！

### 指定緊急避難場所への立退き避難

・災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市が指定した場所（指定緊急避難場所）に立退き避難しましょう。

＜市指定緊急避難場所（113カ所）＞  
※コミュニティセンター、小中学校（体育館・グラウンド）など



### 安全な親戚・知人宅への立退き避難

・災害リスクの少ない地域にいる親戚や知人宅に避難する。

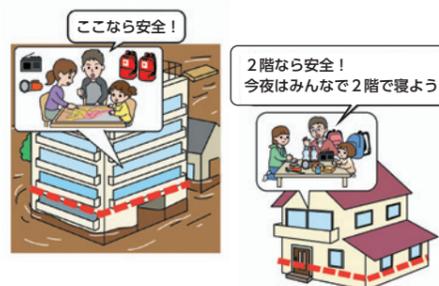
※普段から災害時に避難することを相談しておくことが大切です。ハザードマップなどで避難経路を事前に確認し、遠方の場合には早めの避難を心掛けましょう。



### 屋内安全確保（垂直避難も含む）

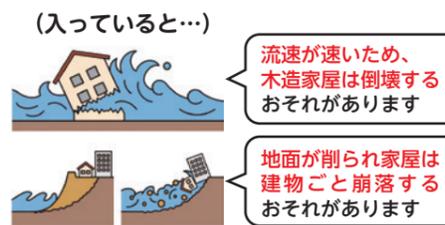
・自宅や施設などの浸水しない上階への移動（垂直避難）。または、建物の上階に留まる。

※住宅構造の高層化やマンションなどにより、上階への移動や高層階に留まることで、計画的に身の安全を確保することも避難の一つです。日頃からハザードマップなどで自宅周辺の浸水想定（浸水深など）を確認しておくことが大切です。（下図参照）



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

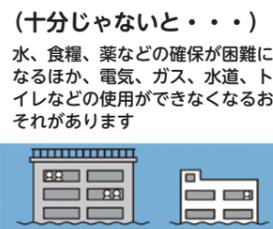
① 家屋倒壊等氾濫想定地域に入っていない



② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水が引くまで我慢でき、水・食糧などの蓄えが十分



## 警戒レベルの避難情報の名称が変わりました！

# 警戒レベル4 「避難指示」で必ず避難 「避難勧告」は廃止されました

警戒レベル	新たな避難情報など	これまでの避難情報など
5	災害発生または切迫 緊急安全確保 （さんきゅうあんぜんかくほ）	災害発生情報 （発生を確認したときに発令）
4	ひなしじ 避難指示	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	早期注意情報 （気象庁）	早期注意情報 （気象庁）

### 警戒レベル5 緊急安全確保：すでに災害が発生・切迫している状況です。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5の発令を待ってはいけません。ただし、警戒レベル5は、市が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ずしも発令される情報とは限りません。

### 警戒レベル4 避難指示：危険な場所から全員避難です。

警戒レベル4は、立退き避難に必要な時間や日没時間などを考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は、「避難指示」に一本化され、これまでの「避難勧告」のタイミングで発令されます。

### 警戒レベル3 高齢者等避難：高齢者だけの情報ではありません。

警戒レベル3の「高齢者等」とは、障害がある人や避難を支援する人も含みます。高齢者以外の人も必要に応じて、普段の行動を見合わせたり避難の準備をしたり、自主的に避難してください。

気象庁のホームページ（キキクル）では、大雨による災害発生の危険度を地図上で確認できます。避難の目安にしてください。

キキクル  
気象庁HP

★警戒レベルに関係なく、危険が近づいていると感じたときは、早めの避難をお願いします。地域の実情は、地域の皆さんが一番把握しているので、協力しながら対応をお願いします。  
★豪雨時の屋外避難は危険です。車での移動も控えましょう。